

山武市市民憲章の制定にかかるパブリックコメント実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山武市パブリックコメント実施要綱（平成19年告示第116号）に基づき、山武市市民憲章の制定にかかるパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「パブリックコメント」とは、市民からの公募文案をもとに山武市市民憲章検討委員会において作成した山武市市民憲章の素案を山武市のホームページで公表し、市民から当該素案に対する意見（以下「意見」という。）を募集することをいう。

(パブリックコメントの実施期間)

第3条 パブリックコメントの期間は、令和7年9月4日から令和7年10月3日までとする。

(意見の提出方法)

第4条 意見の提出方法は、電子メール、ファクシミリ、L o G o フォーム（電子申請）、郵送又は持参とする。

2 電話による意見の受付は、しないものとする。

(意見の提出書式等)

第5条 意見の提出書式は、「(様式) 山武市市民憲章（素案）に関する意見」又はL o G o フォーム（電子申請）によるものとする。

第6条 第4条第1項による意見は、令和7年10月3日までに市役所へ提出及び到達した文書に記載されたものに限り有効とする。

ただし、同日の消印がある郵便については、同日までに市役所に到達していなくとも有効とする。

2 市長は、前項の規定により有効とされた意見及びそれに対する市の考え方を、市ホームページで公表するものとする。

3 意見に対しての個別の回答は、行わないものとする。

(意見の公表)

第7条 提出された意見の記載内容は、住所及び氏名、電話番号を除き、公表することを前提とする旨を意見募集時に明記するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年9月4日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和7年10月3日限り、失効する。